

位置	誤	→	正	備考(空欄は第2刷発行時に修正済)
* xxi 頁凡例	百選=江頭憲治郎ほか編『会社法判例百選(第2版)』(有斐閣, 2011年)	→	百選=岩原紳作ほか編『会社法判例百選(第3版)』(有斐閣, 2016年)	第5刷のみ要修正(未修正)。第1刷~第4刷は修正不要(本編での引用が百選第2版のため)。
* 26頁コラム1-13第2段落の2行目	319条4項	→	318条5項	第3刷で修正済。
* 36頁コラム2-7第1段落の最終行	102条5項	→	102条6項	
* 40頁コラム2-9の下から2行目	を参照) 改正前の	→	を参照)。改正前の	
* 47頁の下から4行目	委員会設置会社	→	指名委員会等設置会社	
* 55頁コラムの下から3行目	47頁	→	50~51頁	
* 63頁(4)の2行目	53条3項	→	53条1項	
* 68頁の図表の「単独株主権」行・「権利の内容」列の枠内末尾のカッコ内	監査役設置会社および委員会設置会社を除く。367 I	→	監査役設置会社, 監査等委員会設置会社および指名委員会等設置会社を除く。367 I	
* 69頁の図表の「取締役会議事録」行・「閲覧等請求権者」列の枠内の1つ目のカッコ内	監査役設置会社・委員会設置会社=裁判所の許可, それ以外=営業時間内いつでも	→	監査役設置会社, 監査等委員会設置会社および指名委員会等設置会社=裁判所の許可, それ以外=営業時間内いつでも	
* 69頁の図表の「監査役会議事録」行・「備考」列の枠内	委員会設置会社の委員会議事録も同様(413)	→	監査等委員会設置会社および指名委員会等設置会社の委員会議事録も同様(399の11・413)	
* 80頁の2行目	議決権を有する	→	議決権を行使できる	第4刷で修正済。
* 85頁(g)の8行目	委員会設置会社	→	指名委員会等設置会社	
* 86頁(3)の4~5行目	753条2項……773条2項	→	753条3項……773条3項	
* 126頁の2行目	発行済株式総数	→	発行可能株式総数	
* 197頁コラムの上から5~6行目	357条1項, 371条2項3項を参照。また, 株主による取締役会の招集(367条1項),	→	357条1項, 367条1項, 371条2項3項を参照, また,	
* 202頁の最終行	→164頁(2)	→	→169頁(2)	
* 322頁(3)の2~3行目	(209条1号)。……(同条2号)。	→	(209条1項1号)。……(同項2号)。	
* 379頁(1)第1段落の最終行	株式總會	→	株主總會	
* 383頁(b)の7行目	182条の2	→	182条の3	第4刷で修正済。
* 393頁(b)の3~5行目	759条4項)。……764条4項5項)。	→	759条8項)。……764条8項9項)。	
* 400頁(b)の4行目	753条3項4項……773条3項4項)。	→	753条4項5項……773条4項5項)。	
* 400頁(b)の13行目	753条2項4項……773条2項4項)。	→	753条3項5項……773条3項5項)。	
* 404頁の7行目	796条3項ただし書	→	796条2項	
* 404頁の11行目	796条4項	→	796条3項	
* 404頁(b)の最終行	784条1項・796条1項	→	784条の2・796条の2	
* 405頁の最終行	785条6項・797条6項・806条6項	→	785条7項・797条7項・806条7項	
* 416頁の1行目	759条5項・764条7項	→	759条9項・764条11項	
* 438頁(1)の下から3行目	796条3項	→	796条2項	
* 438頁(2)の下から2行目	469条1項ただし書	→	469条1項1号	